

第六條

以上必要ありと認めたる時は臨時大會を召集することを得
党大會の代議員は地方支部聯合會より選出するものとし其の選出地票は別表の定むる所に依りて選出する

第七條

党大會は代議員五分の一以上出席するに非れば議決する事を得ず

第八條

党大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す

第九條

可否同数なる時は議長之れを決す
党大會は中央執行委員長一名 中央執行委員若干名を選出するものとす

第十條

第二節 中央執行委員會
中央執行委員會は次期大會に至る迄の最高執行機關として大會に對し責任を負ふものとす
中央執行委員會は書記長及會計各一名を選任す

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

中央執行委員會は必要に應じ組織 宣傳 教育 調査 庶務 國際 財政 機關 編輯 議會 対策 等 の 部 門 を 設 け 各 事 を 履 行 各 部 門 は 中央執行委員會の統制を受け各部門は部長一名部員若干名を以て構成し中央執行委員會之れを在任とし

第一章 本部役員
本部部長一名
中央執行委員長一名
書記長一名
會計長一名
庶務長一名
宣傳長一名
教育長一名
調査長一名
國際部長一名
財政部長一名
機關部長一名
編輯部長一名

若し代表し党務を統轄す
書記長は中央執行委員を補佐し党務を處理す

會計は党大會事務を處理す
各部長は黨務の進行を統轄す

各部長は黨務の進行を統轄す

各部長は黨務の進行を統轄す

各部長は黨務の進行を統轄す